

## 都道府県における「運動部活動の在り方に関する方針」の策定状況等について

### ○ 都道府県における「運動部活動の在り方に関する方針」の策定状況について

#### (1)「運動部活動の在り方に関する方針」の策定状況

	都道府県数	割合
策定済	28	60%
未策定	19	40%

#### (2) 1(1)で策定済とした都道府県の休養日の設定状況

	都道府県数	割合
中学校・高等学校ともに国のガイドラインが示している基準を踏まえた休養日を設定している	17	61%
中学校については国のガイドラインが示している基準を踏まえた休養日を設定している	11	39%
中学校・高等学校ともに国のガイドラインが示している基準を踏まえた休養日を設定していない	0	0%

#### (3) 1(1)で策定済とした都道府県の活動時間の設定状況

	都道府県数	割合
中学校・高等学校ともに国のガイドラインが示している基準を踏まえた活動時間を設定している	14	50%
中学校については国のガイドラインが示している基準を踏まえた活動時間を設定している	11	39%
中学校・高等学校ともに国のガイドラインが示している基準を踏まえた活動時間を設定していない	3	11%

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、「都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する」としており、スポーツ庁において、8月31日現在の都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」策定状況等を確認し、とりまとめたものです。

○「運動部活動における熱中症事故の防止等について(依頼)」(平成30年7月20日付け30ス  
庁第262号)を踏まえ、都道府県における「運動部活動の在り方に関する方針」に熱中症対策に  
ついて以下のような取組内容を明文化している事例について

・A県

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

・B県

ア 市町村教育委員会及び校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

イ B県中学校体育連盟、B県高等学校体育連盟、B県高等学校野球連盟、市町村教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行うこと。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

・C県

・校長は、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動は原則として行わない。

・大会主催者は、高温や多湿時 において、学校体育大会等が予定されている場合については、大会の延期や運営の見直し等、柔軟な対応を行う。

・校長は、広域的な大会等に止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒の適切な選別及び健康観察、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康に関する管理と教育を徹底する。

・校長は、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

・市町村教育委員会及び校長は、学校の運動部活動において、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。

・D県

気温、室温等に応じ、十分な水分の補給や休憩時間を確保し、体調の変化に留意する。

気象庁が高温注意情報を発表した地域や時間帯では、屋外での活動を原則として行わない。

練習実施の判断の際には、熱中症を未然に防止するため、環境省が予測値・実況値の提供を行っている、「環境省熱中症予防情報サイト」の熱中症の発生しやすさを示す指数(WBGT)などを有効に活用すること。